

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第181号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年7月18日 07時00分ごろ	
発生場所	愛媛県四国中央市三島川之江港川之江地区 三島川之江港川之江4号防波堤灯台から真方位203°400m付近 (概位 北緯34°01.2' 東経133°34.2')	
事故等調査の経過	平成23年10月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 あいらんど、186トン	
船舶番号、船舶所有者等	132905、今福海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	キール及び推進器翼に曲損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、カレット約560tを積載し、船首約2.8m、船尾約3.8mの喫水で三島川之江港川之江地区の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸作業中、船長が、速力を微速前進として接近した。</p> <p>本船は、本件岸壁の西北西端寄りを航行していたところ、強風と潮流により船尾が右に流され、平成23年7月18日07時00分ごろ浅瀬に接触した。</p> <p>船長は、着岸作業を続行し、07時10分ごろ本件岸壁に着岸した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風力 4、台風6号が四国の南を北上中</p> <p>海象：潮汐 ほぼ低潮時 中潮</p>	
その他の事項	<p>本船は、平成23年9月の入渠の際、キール及び推進器翼の曲損が発見された。</p> <p>海図W165によれば、本件岸壁は幅が約80mで北北東方に面しており、その西北西端部から護岸が北方に向かって緩やかに湾曲し、ほぼ北方に延びる長さ約500mの防波堤に接続している。また、本件岸壁前面付近の水深は3.4～3.6mであり、防波堤との接続部付近の護岸沿いの水深は0.2～0.6mである。</p> <p>本船は、年に1～2回川之江地区に入港するが、着岸する岸壁は毎回異なっていた。</p> <p>船長は、川之江地区の岸壁に何回か着岸したことがあったが、浅瀬を意識したことはなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	あり
	判明した事項の解析	本船は、三島川之江港川之江地区の本件岸壁に着岸作業中、船長が浅瀬の位置を確認していなかったことから、本件岸壁西北西方の浅瀬に接近

		し、風と潮流により船尾が右に圧流され、キール及び推進器翼が同浅瀬に接触したものと考えられる。
原因	<p>本事故は、本船が、三島川之江港川之江地区の本件岸壁に着岸作業中、船長が浅瀬の位置を確認していなかったため、本件岸壁西北西方の浅瀬に接近し、風と潮流により船尾が右に圧流され、キール及び推進器翼が同浅瀬に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、岸壁付近の浅瀬の位置及び水深を確認し、本船の喫水に応じた操船を行うこと。 	